

# 国立大学法人東京医科歯科大学建設工事等随意契約実施要項

〔平成16年4月1日  
制 定〕

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学における施設整備事業に伴う、随意契約の実施等については、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程(平成16年規程第3号。以下「会計規程」という。)、及び国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項(平成16年4月1日制定。以下「調達要項」という。)その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(工事請負契約締結のため随意契約によることができる場合)

第2条 会計規程第42条第4項の規定により、工事請負契約締結のため、随意契約によることができる場合は、予定価格が五百万円を超えない工事をさせるときとする。ただし、国立大学法人施設整備費補助金に係る契約については、国立大学法人施設整備費補助金に係る指名競争及び随意契約について(平成16年文部科学大臣決定)によるものとする。

(随意契約による場合の予定価格等)

第3条 調達要項第11条及び第21条により処理することとした場合においても、次に掲げる措置を講じ、契約事務の適正化を図るものとする。

(1) 最終決裁者は、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略することとした場合においても、必要に応じ、補助職員をして予め書面による予定価格の積算を行わせ、その積算資料を当該契約に係る決議書に添付させるよう指示できるものとする。

(2) 最終決裁者は、見積書の徴取を省略することとした場合においても、必要に応じ、補助職員をして口頭照会による見積り合せ、又は市場価格調査等を行わせ、その結果を記載した資料を当該契約に係る決議書に添付させるよう指示できるものとする。

(工事請負契約における随意契約方式の運用)

第4条 会計規程第42条第3項の規定による工事請負契約における随意契約方式の運用については、「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について」(昭和59年文教施設部長通知文施監第67号)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「会計法令」及び「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」と読替えるものとする。

2 工事請負契約における随意契約のガイドラインについては、「工事請負契約における随意契約のガイドラインについて」(平成11年文

教施設部指導課監理室長通知11施指第4号)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「会計法」及び「予算決算及び会計令」をそれぞれ「東京医科歯科大学会計規程等」と読替えるものとする。また、同規程中、随意契約を行おうとする場合の、事前の大臣官房文教施設部指導課監理室長への協議は不要とする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月7日制定）

この要項は、令和元年10月7日から施行し、令和元年10月1日から適用する。